

戦闘的前衛隊編成の件

提出 川口支部

説明者 萩島三郎

理由

我等被壓迫階級の解放は力なくして成功はあり得ぬ。……力……乃ち大衆の組織的壓力がテ
ロールかである。我等は大衆的組織の壓力こそ眞の武器と確信する。之の大衆行動には戦闘的
前衛の活動が絶對的に必要である。此れが主張は長くに亘るも其の内容の擴充は甚だ難事とこ
れて居る、故に本案を上提し其の完成を期せんとするものである。

實行案

特別隊として編成し組織型體は執行委員會一任。

勞働裁判所設置並に思想判事採用に關する件

提出 川口支部

説明者 永井倉之助

理由

本件は先年の總同盟並に社會民衆黨の全國大會に提案、満場一致を以て可決されたる議案で
先年の説明の要點は
只本案の實現の急務なるを切望すべしと云ふ

1 現在の裁判所並に判檢事の觀念では新時代の處産にして復雜極る勞働争議、小作争
議に關する事件を裁斷するにはあまりに反動的にして時代遅れである。

2 現在の判檢事には勞働の眞價や其の痛苦或は勞働者相互の人情に通ずる者甚だまれ
である學識上の形式的資格を有するのみで其の判斷も又公正を失するものであるの
二點をあげた。

二、近時の勞働争議、小作争議の原因より見て、勞働者、耕作農民の生活權侵害に對する防
衛の争議にして國家社會は當然之等生産者に對して保護を加ふべきに不拘保護なき、
かへつて勞働者側に多大の犠牲を強請して居る、斯の如きは勞働を輕視する現在の裁判
所並に判檢事の責任である。

我等は活社會に適應する公正なる裁判の制度を要求す。

- 1 賃銀不拂、工場上の都合上の休業、打算的解雇等に反對の勞働争議の平和的解決可
- 2 耕作地取上げ、荒地開墾契約無視、等紛争の合理的解決可
- 3 勞働争議、小作争議に對して不良警官の暴行に對する默認誤認の如き否
- 4 保護法(工場、礦業法、健康保險法)等違反に關する處分のサボ或は消極的態度否
- 5 富貴權門に對する過ぎたる禮と之れに反してプロに對し過酷な態度の表れ否

青年部充實の件

提出 大森第一支部